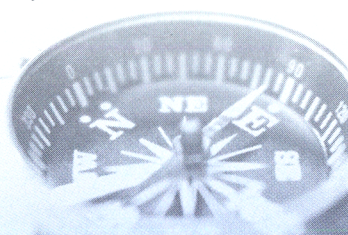


「本人の意思」どう尊重 拉致家族、住基ネット、臓器移植



白井正夫 ジャーナリスト

季節の強い風が「マンセー、マンセー(万歳、万歳)」のうなりをわが家にまで運んできた。北朝鮮へ帰国するため新潟駅に降り立った人たちと、出迎える人たちとでわき上がるどよめき。駅に駆けつけ、歓迎陣の朝鮮の人たちのなかにも幼なじみの顔を見つけた。

私の故郷、新潟市は戦前から航路がある朝鮮半島とはなじみ深いまちである。私自身も隣近所の何人かの朝鮮の子どもたちと遊び育ってきた。在日朝鮮人の祖国帰還協定が結ばれ、第1陣が新潟港から北朝鮮に向けて出航したのは1959年12月。幼なじみが帰国した話も風の便りで聞いた。駅やまちから響く「マンセー」のうねりは、いまもある感慨をもって記憶から消えることはない。

9月18日、「北朝鮮拉致8人死、5人生存」のTVニュースを見ながら涙がとまらなかった。悲しみの後から、1人の人間をほんろうする国家の非情さに怒りがわいた。10月16日に「拉致被害者5人帰国」が実現した。20数年ぶりの故郷での肉親や友だちとの再会シーンを見て、今度は熱い涙が

出た。そして願ったのは被害者の「永住帰国」である。

永住帰国問題では初め、「本人の意思を尊重したい」と政府は慎重な姿勢を見せた。拉致とはいえ長年北朝鮮で暮らし、今回家族を残して一時帰国した被害者の複雑な立場に国民はかたずをのんだ。そしたら「本人意向にかかわらず5人を戻さず、家族帰国要求」という政府決定である。永住帰国実現はうれしいが、「本人意思尊重」といわれながら政治に揺れ動かされる被害者が気の毒だった。

住基ネット「ノー」 横浜 84万人の選択

私たちは生活のいろいろな場面で「個人の意思」決定、表明を求められ、暮らしている。自分のことは自分で決める自己決定の理念だが、意思表示の制約、難しさ、そして他人の意思をどう尊重するかも含めて絶えず難しい問題を抱えている。拉致問題で「本人意思」の見出しが並んだころ、やはり「本人意思」「意思表示」「意思尊重」の言葉が付いた出来事がいくつか起きていた。

その1つは、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)で市民選択制を取り入れた横浜市中で、「ノー」と意思表示した市民が84万人に達したことだ。市民345万人の4人に1人が、住基ネットの安全性に自分の考えではっきりと異議を唱えた。

国民に住民票コードを付けて情報管理・利用する住基ネット制度は、個人情報を守る個人情報保護法案が未成立のまま8月からスタートした。本人の意思にかかわりなく個人情報が流れる危うさは、福島県矢祭町、東京都杉並区の不参加などいくつかの自治体から反発を招いた。

そのうち横浜市中は住基ネットに参加しながら、中田宏市長(38歳)が「法整備など個人情報保護の安全性が確認されるまで、希望者のコードは神奈川県に通知しない」と表明した。全市民に住民票コードを送ったうえで、ネットに自分の番号を乗せたくない「非通知」希望者に10月11日まで手続きを求めた。

横浜市民の私にも市長印の押された11ケタの住民票コード「通知書」、非通知届け、色刷りでわかりやすい説明書が届いた。非通知ははがき1枚出せばいいのではない。区役所窓口に向うか、届けを郵送するのだが、いずれも身元確認書類の提示か添付が必要で、少し面倒だった。

それでも高知県の人口(82万人)を上回る84万人が手続きをした。中田市長が選択制という形で市民に求めた“自己決定”である。横浜市の対応に総務省、神奈川県は初め「法律で実施を決めたことだから違法」と指摘してきたが、その数字は無視できない。数

字を伝える中田市長に、片山総務相は「違法」を撤回した。

子どもの臓器提供 「できるように」6割

もう1つは、現行の臓器移植法は15歳未満者の臓器提供を認めていない「15歳問題」である。臓器移植事例が増えないなかで「子ども本人の意思」を親に代行させる考えを、内閣府が10月初め発表した「臓器移植に関する世論調査」結果が問いかけている。

調査では、現行法で「脳死した15歳未満者からの臓器移植ができない」ことについて、「やむを得ない」とする人が20%なのに対し、「できるようにすべき」「どちらかというところできるようにすべき」が合わせて60%と半数以上にのぼった。

臓器移植法は、脳死段階での臓器提供はドナーが生前「書面で意思表示」し、「遺族が承諾」した場合の厳しい条件を付けた。そして未成年者については民法の遺言能力者を援用して、15歳未満者の意思表示を認めず、ドナーになる道を封じた。

97年10月に法が施行されて5年。脳死判定を受けた20人から82人に臓器が移植されたが(02年9月末現在)、脳死移植は増える傾向にはない。特に移植を待つ患者が子どもの場合、大人の肝臓や肺はサイズを小さくして移植できるが、心臓は小さくできない。日本小児循環器学会移植委員会の調べでは、この5年間で18歳未満者21人が米国など海外で心臓移植を受けたという。

制度のあり方や国民の関心の低さからも低水準にある脳死者からの臓器移植を背景に、自民党内で

15歳未満の臓器移植ができないことについて

できるようにすべき
59.7%

やむを得ない
19.7%

どちらとも
わからない
20.6%

15歳未満の臓器提供の意思について

本人の意思
尊重すべき
28.3%

家族らが代わって
判断すればいい
32.4%

代行判断は
不適
21.8%

わから
ない
16.1%

内閣府「臓器移植に関する世論調査」から(02年10月発表)

は「意思表示できない」子どもからの臓器提供を可能にしようと、臓器移植法改正論議が盛んになっている。

“親代行”意見三分 本人尊重の社会を

法改正に動いた自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」では、ドナーの15歳未満不可を見直し、「親の承諾だけで提供できる」案が有力という。脳死移植が進まないことに対し、世論調査に現れた国民の不満が改正への動きを加速させている。

しかし「15歳未満者の意思」の取り扱いが民法、さらに書面で示された「本人の意思」尊重を基本理念とした臓器移植法の問題だ。

世論調査でも6割が「15歳未満者の提供」に理解を示しながら、「子どもの意思」の扱いについては「脳死になる前の子ども本人の意思を尊重すべき」28%、「家族らが代わって判断すればいい」32%、「家族など他の者が判断すべきでない」22%。国民の意識は分かれている。たとえ法改正の議論が進んでも、この三分された国民意識のなかから、生前に意思表示されていない子どもに代わって「親の

判断だけでいい」という結論を導くのはいささか乱暴な話ではないだろうか。

個人の意思を軽んじてきた日本社会では、家族の意思があらゆる場面で重く見られてきた。がん告知でも、本人よりまず家族へという風潮にそれは現れている。そして臓器移植法の“ドナー資格”には、本人の意思表示に「家族の同意」という重しをかぶせた。

拉致問題をきっかけに、住基ネット、臓器移植の問題で「本人の意思」のありようと、それを社会がどう尊重するかを考えてみた。都合のよい時だけ、「あなたの意思は?」「尊重します」と言われるのはご免だし、国家や家族や誰かが「あなたの意思を代行します」というのも危ない社会到来の予告であると思う。本物の個人の意思が尊重される社会を求めて、少し理屈めいて、青くさい議論になったかもしれないが。

白井正夫(しらい まさお)
元朝日新聞編集委員